



社会福祉法人 聖隷福祉事業団
 総合病院 聖隷三方原病院
 聖隷おおぞら療育センター

〒433-8558
 静岡県浜松市北区三方原町3453
 TEL 053-437-1467

発行責任者 荻野和功
 編集者 横地健治

2015年6月1日

有期限入所

横地健治

重症心身障害福祉は入所とショートステイ、通所が三本柱です。このうち入所は、家庭介護が不能となった場合（多くは成人）、高度医療的ケア（人工呼吸器など）を要するため家庭介護の困難な場合（多くは小児）が、中心となっています。後者の場合、家庭介護力が高まったなら、退所が可能となりますが、難しいのが現状です。そのため、入所期間は終生であることが多いです。

一方、ショートステイは一時的なものです。月14日が使用期間の上限であることが一般的です（居住市町によって差異はあります）。家庭介護のレスパイト（休息）が主な目的です。ショートステイでは、生活の基本が家庭にあることを継続しています。一般人の生活で例えれば、出張でホテルに泊まるようなものです。これに対し、入所は、生活の基本的な場を移す転居に当たります。実際、住民票も移します。こうした理由から、私たちは、ショートステイを「短期入所」という福祉法律用語で呼ぶことに抵抗があります。

いずれ、戻る意を持つ「stay（ステイ）」が実態に合っていると、「ショートステイ」を使っています。ショートステイは入所に比べれば、提供するサービスは限定的です。で、気軽にたくさん使っています。ただ、これを優先して考えています。

ショートステイで一番問題となるのは、ショートステイ中の新規医療行為です。ショートステイは福祉サービスであり、その人の在宅で通常行われている医療的ケアを継続することは事前に契約されています。これに対し、ショートステイ中に新たに発生した症候に対し医療行為を行うことは、事前の契約には含まれていません。また、ショートステイ中に起こった出来事を家族は知りません。家族を呼んで、事態を説明し、新規医療行為の同意を得ることになります。ショートステイを終了させ、医療入院の契約を結ぶこととなります。これは、家族にも施設にも負担の大きいことです。

で、その中間がありませんでした。この中間にあるのが「有期限入所」で、最近増えてきました。この言葉は法律用語ではなく、私たちの造語です。「短期入所」がこの内容を表す語に合っていますが、前述のように、これはショートステイを指す法律用語です。そこで、ショートステイより長い期間の入所形態を指して私たちは「有期限入所」と呼んでいます。私たちの施設では、3号館を開設した平成24年からこの入所形態を本格的に開始しました。それまでは、入所枠がないため、ショートステイの名目で実質的な入所を行っていた人も相当数いました。「ショートステイ」をもじって、「ロングステイ」と呼んでいました（もうこの言葉を使うことはないはず）。当然、有期限入所はできない相談でした。

する事態はしばしば発生します。入所は病院入院の形態をとっていますので、迅速な医療行為を行います。もちろん、家族には電話連絡の後、十分な病状説明をしています。ショートステイの形態でこれを行っていた頃に比べれば、家族の負担も大幅に軽減したと思います。私たち施設側も、ずいぶんやりやすくなりました。それ以前に、根本的な点で大きく違っています。「ステイ」ではなく、「入所」になったことで、その期間の全生活を施設が責任を持つ体制になったことです。医療的な安全を担保するだけでは良い生活を保障することにはなりません。良い人生経験をしたと思えるような生活を提供することが責務となります。小児では、これとは別に発達を促すことも必須な課題です。重症心身障害の小児でもこれは同じです。1〜2カ月の入所期間でも、このための期間としては十分な長さがあります。有期限入所を終えて帰ってきたら、この子はこんなことができるようになった、こんなことがわかるようになった、こんな表現をするようになったと家族が思えるようになってもらいたいと努めています。